

生物資源学研究科 複数教員指導制度

2013年 2月20日制定
2013年 5月15日改訂
2013年 11月20日改訂
2014年 5月21日改訂
2016年 4月20日改訂
2018年 5月18日改訂

【目的】

第1条 本制度は、院生に対する指導教員を複数配置することによって院生の視野の拡大と研究意欲の増進及び良好な研究環境の維持を図り、能力向上と研究の活性化に資することを目的とする。

【指導教員の構成】

第2条 指導教員は、主指導教員1名と副指導教員1名以上とする。ただし、指導教員は研究科担当教員とする。(その他参照)

【指導教員の選出】

第3条 指導教員の選出は以下のとおりとする。

1. 院生は、所属する専門種目から主指導教員1名を指名する。
2. 主指導教員は、院生と協議して1名以上の副指導教員を学科長に推薦する。
3. 学科長は院生の指導教員の一覧を作成し、年度初めの各専攻の教授会に提案する。
4. 院生の指導教員は各専攻の教授会で決定する。

【指導記録の作成】

第4条 指導教員は、研究の進捗および研究環境と研究指導に対する要望などについて、院生と定期的に協議し、その結果をとりまとめた指導記録を作成する。指導記録は主指導教員が管理し、必要に応じて各専攻の教授会に報告する。

【指導教員の変更】

第5条 院生は学科長に指導教員の変更を書面で申し出ることができる。学科長は、各専攻の教授会で変更の可否を諮る。各専攻の教授会が変更を認めた場合は、第3条に基づき新たな指導教員を各専攻の教授会で決定する。

【その他】

1. 博士論文審査における主査と副査は、本研究科が別に定める学位論文審査プロセスにしたがって研究科教授会において選出される。
2. 副指導教員を学外に求める場合は、副指導教員の1名は必ず本学研究科担当教員をあてる。また、学外者の場合は、研究科教授会で研究科担当教員審査を受け、研究科担当教員相当の資格を得てから指導に当たる。
3. 本制度は論文博士の申請者(以下、申請者)にも準用される。すなわち、申請者は主指導教員に相当する研究科担当教員、および副指導教員に相当する研究科担当教員の指導を受けたのちに博士論文審査を申請できるものとする。

本制度は、平成25年度入学生から適用する。

附則 1. 各専攻の教授会は研究科担当教授をもって組織する。ただし、その他の研究科担当教員を加えることができる。各専攻の教授会の構成員は、各専攻で取り決めることとする。